密度、当該測定単位に係る上水道元利償還金密度、当該測定単位に係る病院事業一般会計出資債同意等額密度、当該測定単位に係る救急告示病院等密度及び当該測定単位に係る上水道一般会計出資債同意等額密度の合計数に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅲの密度から〇・一八三を控除して得た数と当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇三五を控除した数と当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅲの密度から〇・三五〇を控除した数とを合算した数に一を加えた率とする。

16　「保健衛生費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る診療所等密度と当該測定単位に係る市町村立看護師等養成所密度から〇・〇〇四七を控除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とを合算した数に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度から〇・一一五を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇六六を控除した数、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅱの密度から〇・一〇七を控除した数及び当該測定単位に係る算式エに係る密度補正Ⅱの密度とを合算した数に一を加えた率とする。

17　都道府県の「高齢者保健福祉費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正の密度から〇・八九四を控除した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

18　市町村の「高齢者保健福祉費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・〇一四を控除した数に、四・二一八を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・六三八を控除した数及び当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の数とを合算した率に一を加えた率とする。

密度、当該測定単位に係る上水道元利償還金密度、当該測定単位に係る病院事業一般会計出資債同意等額密度、当該測定単位に係る救急告示病院等密度及び当該測定単位に係る上水道一般会計出資債同意等額密度の合計数に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅲの密度から〇・一八二を控除して得た数と当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇三五を控除した数と当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅲの密度から〇・三五三を控除した数とを合算した数に一を加えた率とする。

16　「保健衛生費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る市町村立看護師等養成所密度から〇・〇〇五五を控除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とを合算した数に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度から〇・一一五を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇六六を控除した数、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅱの密度から〇・一〇九を控除した数及び当該測定単位に係る算式エに係る密度補正Ⅱの密度とを合算した数に一を加えた率とする。

17　都道府県の「高齢者保健福祉費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正の密度から〇・八七三を控除した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

18　市町村の「高齢者保健福祉費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・〇一七を控除した数に、三・七四三を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・六二二を控除した数及び当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の数とを合算した率に一を加えた率とする。